

議第 8 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市国民健康保険安浦診療所の現在の指定管理者である医療法人社団あずま会（指定期間：平成30年4月1日から平成40年3月31日まで）は、平成30年7月2日付けで医療法人社団葵会と合併し、医療法人社団あずま会が行ってきた全ての業務は医療法人社団葵会に承継されることとなりました。

については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経て、業務を承継した医療法人社団葵会を指定管理者として再度指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	呉市国民健康保険安浦診療所
施設所在地	呉市安浦町安登西6丁目1番39号
設置年月日	昭和25年10月15日
設置目的	市民に必要な医療を提供し、かつ、健康教育、健康相談、健康診査その他の市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う施設として設置する。
設置条例	呉市国民健康保険診療所設置条例
施設規模等	敷地面積 2,189㎡ 延べ面積 1,347㎡ 構造・規模 鉄筋コンクリート造，地上2階建て 主要施設 1階 事務室（診察受付），診察室（2室），処置室（2室），X線検査室，CT撮影室，内視鏡室，手術室，超音波室，眼底室，薬局，食堂，ちゅう房 2階 病室（10室），ナースステーション 医師官舎 駐車場（15台分）
利用状況	外来患者数 平成27年度 11,834人 平成28年度 11,434人 平成29年度 10,976人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	【呉市分】 平成29年度 歳入 3,600千円 指定管理者負担金 3,600千円 歳出 0千円 【指定管理者分】 平成29年度 収入 148,237千円 支出 111,675千円

指定管理実績	平成17年2月1日～平成20年1月31日	医療法人ほほえみ会
	平成20年2月1日～平成23年6月20日	医療法人社団柏原会
	平成23年6月21日～平成30年3月31日	医療法人社団あずま会
	平成30年4月1日～平成30年7月1日	医療法人社団あずま会

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 診療所の施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 診療等に関する次に掲げる業務
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置, 手術その他の治療
 - エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - オ 療養指導及び各種疾病の予防
- (3) 市が指定する公衆衛生に関する業務
- (4) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務
- (5) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

平成30年7月2日から平成40年3月31日まで

5 団体（候補者）の概要

団体名	医療法人社団葵会					
団体所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号					
代表者氏名	理事長 新谷 幸義					
設立年月日	昭和53年2月17日					
設立目的	病院, 診療所及び介護老人保健施設を経営し, 科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護, 医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。					
資本金	3,000万円					
従業員数	6,823人(平成30年3月末)					
役員	理事長	新谷	幸義			
	副理事長	新谷	太郎			
	常務理事	新谷	正子			
	理事	定本	謙一郎	谷山	新次	滝沢 隆雄
		山本	晴康	白井	康正	加藤 寅之介
		廣川	裕	森脇	稔	義江 修
		佐々木	繁美	小池	輝明	笹澤 千賀子
		幡野	和男	松井	亜男	鎌倉 正英
		三浦	康志	日地	康武	澤重 舞美
		瀬尾	威久	齊藤	博	張 守和

	<p>緒方 貞夫 村田 三沙子 平野 信 金子 立 華表 克次 梅田 俊彰 久保田 憲彦 山本 孝 長谷川 康雄 堀 榮太郎 本家 宏 村嶋 龍太郎 眞田 俊吾 伊藤 章 細越 悠夫 板倉 純夫 高柳 和江 佐藤 大介 石井 高暁 眞山 隆人 岡田 是實 中本 彰司 井上 晃宏 小倉 肇 谷口 滋 村山 實 川本 広夫 邊見 弘 佐賀 庸男 丹下 剛 星川 匡 町島 達人 古山 信明 長谷部 榮佑 監 事 政 本 健</p>
決 算	<p>平成28年度 医業収益 463億4,107万円 医業利益 12億5,849万円</p>

6 非公募により選定を行った理由

医療法人社団葵会は、東京都に本拠を置き、関東地方を中心として広範囲に複数の病院等を管理運営しているなど呉市国民健康保険安浦診療所の指定管理者としての能力を有していると考えられること、医療法（昭和23年法律第205号）第58条の5の規定により合併後存続する医療法人は合併する医療法人の権利義務を承継するため、医療法人社団あずま会の全ての業務を承継すること及び現在の指定管理者に係る事業計画に変更がない旨を誓約していることから、公募を行わず、指定管理期間の残期間について指定管理者の候補者として選定したものです。